

家保だより

平成 21 年 6 月 1 日発行
～ 産業動物診療獣医師の皆様へ～



薬事法改正にともなうお知らせ

平成 21 年 6 月 1 日から薬事法の一部を改正する法律が施行されました。

従来の(人用)一般販売業は(人用)店舗販売業と改められ、医療用医薬品(人用の医薬品での分類です。注射用水や一部消毒薬も該当します。)の取り扱いができなくなりました。

～ 家畜診療の分野において、下記のような事例が想定されます～

獣医師の診察を受け、抗生物質等の注射薬の指示書が発行された。



↓
畜産農家が動物用医薬品販売業者から指示書に基づき当該医薬品を購入

↓
医薬品は粉状のもので溶解する注射用水が必要だ！
注射部位を消毒するのに消毒薬が必要だ！



購入先

医薬品販売業種		従来	改正後	解 説
薬局				従来通り購入できます
(人用)医薬品店舗販売業 (既存医薬品一般販売業も含む)			×	取扱いができないため購入できません
(人用)医薬品卸売販売業 (旧法上: 医薬品卸売一般販売業)		×	条件付き	条件付きで一部購入できることになりました

(人用)医薬品店舗販売業者から医療用医薬品に該当する注射用水や消毒薬が購入できなくなりました。また、(人用)卸売販売業者は病院や動物診療施設、医薬品販売業者などへの卸売を行う業態で、通常一般の人が直接購入することはできません。今回、(人用)卸売販売業者から「動物飼育施設の長(畜産農家)であって獣医師の指示書に基づき、注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品を使用するもの」への販売が一部認められることになりました。購入について必要な事項は裏面で確認してください。

このような人体用に使用する医療用医薬品について、飼育動物診療施設の開設者(獣医師)は薬局だけでなく、(人用)医薬品卸売販売業者から従来どおり直接購入できます。(人用)医薬品店舗販売業者では医療用医薬品の扱いがないため、購入できません。

動物用医薬品の取扱いについては従来どおりです。

購入者側から、購入先の販売業の種類はわかりにくいとは思いますが、これら注射用水等の販売について、指示書を出した畜産農家から「以前購入できた販売店に行ったら買えなかった。以前は購入できなかった営業所から購入できるようになった」などの話があるかもしれません。背景にはこのような薬事法の改正があります。購入について御相談を受けた際などには参考にしてください。

畜産農家が(人用)医薬品卸売販売業者からの購入する方法

～購入方法にご注意ください～

・注射用水等

購入する注射用水等が必要となる注射剤に対して発行された**指示書**の原本又はその写しを購入する卸売販売業者に提出する

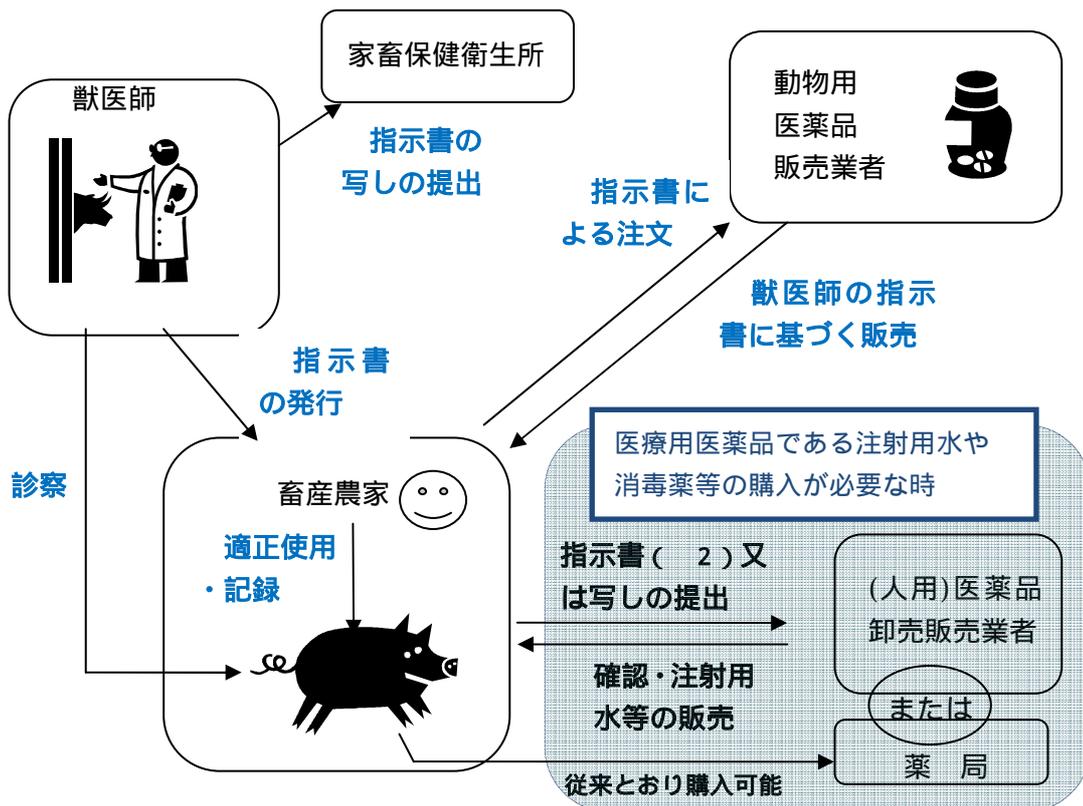
・消毒薬等（医療用医薬品に該当するもの）

（例：消毒用エタノール等）

過去3か月以内に発行された**指示書**（ ）を提出する

：要指示薬でない消毒薬については、指示書は発行されない。このため、過去3か月以内に発行された、注射薬の指示書など、農場において獣医師により、適切に医薬品の使用について指示が行われていることを確認する書類を提出し、販売業者の確認を受けることが必要です。

指示書に基づく要指示薬の適正使用について



注： 2で示した指示書は上記「畜産農家が(人用)医薬品卸売販売業者からの購入する方法」で説明したものです。

栃木県県央家畜保健衛生所
企画指導課

宇都宮市平出工業団地6-8
TEL：028-689-1200
FAX：028-689-1279